

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 3 1 日

岩手県 漁港・漁場・漁村・海岸・災害関係事業担当主務課長 殿
宮城県 漁港・漁場・漁村・海岸・災害関係事業担当主務課長 殿
福島県 漁港・漁場・漁村・海岸・災害関係事業担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部整備課
課長補佐（施工積算班）

令和 3 年度 東日本大震災の復旧・復興事業等における
積算方法等について

東日本大震災の被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）において適用される間接工事費の補正係数については、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成26年 2 月 5 日付け25水港第2670号）により、港湾請負工事積算基準の歩掛については、「東日本大震災の被災地で適用する港湾請負工事積算基準の歩掛について」（平成26年 3 月31日付け25水港第3440号）により、通知しているところである。

今般、上記通知後も基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、下記のとおり措置されたい。

なお、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

附則

本通知は、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

なお、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成26年 3 月 5 日付け25水港第2670号）及び「東日本大震災の被災地で適用する港湾請負工事積算基準の歩掛について」（平成26年 3 月31日付け25水港第3440号）は令和 3 年 3 月31 日をもって廃止する。

記

1. 適用対象工事

東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）で実施される工事で、令和3年4月1日以降に入札書提出期限日を設定する工事。

2. 補正方法

(1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】土工に関する歩掛

【補正内容】作業日当たりの標準日当たり作業量を20%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.8

(2) 間接工事費の補正

【対象工事】全て

【補正係数】「漁港漁場関係工事積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.5
現場管理費	1.2

3. 適用にあたって

(1) 令和3年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事

当該補正を行って積算を行う工事であることを明記し、予定価格の算出にあたっては、本通知に基づき算出すること。

(2) 本通知の適用期限について

令和4年3月31日までに入札書提出期限を設定する工事に適用する。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本運用の適用対象外とする。